

連合鳥取 2019年度運動方針 ～ 次の飛躍へ 確かな一歩を ～

はじめに

2020年2月「連合鳥取」は、結成30年の節目を迎えます。この間、産業別全国組織の結集により結成された連合のもと、「力と政策」をスローガンに「すべての働く人たちのために、社会の不条理に立ち向かう組織」として運動を推進してきました。

私たちは、これまでに連合運動が歩んできた道を振り返り、現下の課題や求められているものを再確認しながら、次の時代の飛躍に向けた構えをつくる必要があります。

一方、労働組合の組織率（全国17.1%・鳥取県15.6%）は減少を続け、働き方に関わる法律が改正される中であっても、未組織の中小企業労働者や非正規労働者などの多くが「集団的労使関係」の外に置かれたままとなっています。

また、県内においても人手不足が深刻さを増す一方、働く場に関する地域間格差の拡大や今後の急激な労働人口の減少と超少子・高齢化、過疎化の到来、第4次産業革命による技術革新の進展と産業構造の大転換など、社会的課題の挑戦に向けた動きも加速しています。

加えて、連合鳥取を構成する加盟組合の専従者の減少、途上にある女性役員の登用、さらには、地域の最前線を支える人材の確保も年々難しい状況にあります。

このように、取り巻く状況は厳しさを増していますが、いま一度、連合結成の原点にかえった運動が必要です。特に、2003年「連合評価委員会・最終報告」提起の「より弱い立場にある人々とともに闘うこと」や「職場や地域で働く労働者の頼りになる存在であること」の必要性が強調されことを重く受け止め、いつの時代も労働運動は、より良い職場、より良い社会に向けた変革の原動力とならなければなりません。その先頭に立つ連合鳥取に結集する私たちには、組織力、政策力、発信力にいっそう磨きをかけ、社会からの信頼感を高め、すべての働く人のため、次の時代に連合運動をつないでいくことが求められています。

連合鳥取は、次の時代を切り拓く力強い労働運動を進め、すべての職場における「集団的労使関係」構築をめざし、構成組織役員はもとより職場の組合員に至るまで、より多くの仲間運動への参画を呼びかけ、丁寧な合意形成もと一体感を持って前進していきます。

運動方針（総論）

【働く者、生活者の立場に立った政策を実現する力を磨く】

1. 構成組織と丁寧なコミュニケーションを通じた情報共有と合意形成に努め、一体感のある運動を推進し、結成 30 年を前に、連合鳥取の組織力、政策力、発信力強化に引き続き全力で取り組みます。
2. 人口減少・超少子高齢社会の進行、急速な技術革新などの変化に対して、すべての働く人が希望を持っていきいきと働き、誰もが安心して暮らしていくことのできる社会を構築しなければなりません。そのためには、雇用の安定と労働安全の確保という労働組合の社会的使命の追求と、持続可能な産業基盤を担う技術・人材を将来に亘り継承できる新たな時代にふさわしい未来を切り拓く運動を展開していきます。
3. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、今年結成された、「連合鳥取政策フォーラム」と連携し、さらなる促進をはかります。働く人・生活者に寄り添う政治勢力の拡大をはかるため、2019 年の参議院選挙、統一地方選挙に全力で取り組みます。
4. 社会に広がりをもったキャンペーンや積極的なメディア活用などを通じて、連合活動をわかりやすく発信するとともに、ワークルールをはじめ働くことに関する知識や労働組合の役割を継続的に PR します。とりわけ、働き方改革関連法施行を視野に、すべての職場でより良い働き方の実現をめざし、労使による職場での取り組みの強化と、労働組合のない職場への周知徹底に向け、クラシノソコア格応援団！RENGO キャンペーン第 4 弾の重点取り組みとして「Action! 36」キャンペーンを展開します。

【組織力を維持・強化し、運動の推進力を高める】

1. 非正規雇用の仲間や、子会社・関連会社・取引先企業、未組織企業で働く仲間を重点に、「連合鳥取 32,000 人」達成に向けた組織拡大をはかる取り組みを加速します。また、働く人のための働き方改革の実効性を確保するために必要不可欠な集团的労使関係の重要性のさらなる浸透をはかります。
2. これからの連合運動について、限られた資源で最大効果を発揮するための連合運動の重点化、将来の連合運動を支える持続可能な財政への改革、連合組合員の総力を発揮するための組織力の強化など、中長期的視点も取り入れて運動を展開します。
3. 「第 3 次男女平等参画推進計画」の着実な推進や青年活動の活性化、「地域に根ざした顔の見える運動」の推進などを通じて、女性、若者、非正規雇用で働く仲間の労働運動への参画促進および参加意識を醸成する運動を展開します。
4. 「支え合い・助け合い運動」の具体化や、労福協、労働金庫、全労済などとの連携による「地域に根ざした顔の見える運動」を継続し、連合運動を活性化します。

運動方針（各論）

【組織運営の基本】

1. 第 27 回定期大会を 2019 年 11 月に開催します。
2. 組織運営の基本を執行委員会に置き、構成組織の参画と相互責任を持ち合える組織運営を構築し、執行委員会は月 1 回定例開催します。
3. 具体的運動の実施にあたっては、執行委員会構成員の任務分担による担当局が行うこととし、企画から実践までの主体的役割を果たします。なお、運動全般について、総合評価を行い課題の優先順位つけ、及び財政との連動をはかり、効果的な運動を展開します。
4. 三役（会長、副会長、事務局長）および各局長、地協議長による企画委員会を構成し、組織運営の基本、主要事案および各局相互の連携等について協議を行い、その協議結果は執行委員会に諮り決定します。
なお、企画委員会には必要に応じて副事務局長のオブ参加を行います。
5. 構成組織の合意形成にもとづく組織運営と運動の基本方針は連合鳥取が担い、各地域における運動の実践は地域協議会が担うことを基本とします。
6. 2020 年 2 月に連合鳥取結成 30 年を迎えるにあたり、記念行事等の諸準備の検討を進めます。

○組織局、非正規労働センターの取り組み

【組織拡大～連合鳥取の組織人員目標 32,000 人の実現～】

1. すべての職場における「集団的労使関係」構築をめざすとともに、格差・差別・貧困をなくしていくために組織拡大を最優先課題として総力を挙げて取り組みます。
2. 本部組織化専任チーム・構成組織・連合鳥取・地域協議会との三位一体行動により構成組織内の「企業内未組織労働者」と「子会社・関連会社」への組織化に取り組みます。
3. 構成組織毎の「組織化ターゲット案件（対象組織名と対象者数）」を的確に把握し、組織拡大キャンペーン行動、組織化教育強化月間（5 月～7 月）において、実効性が高まる取り組みを展開します。
4. 組織化を支える人材育成・強化の取り組みとして、連合本部や連合中国ブロックと連携しオルガナイザー研修会への参加や、組織化現場で実践経験を積む機会を設けます。
5. 組織アドバイザーと連携を強化し、労働相談や地域で得られた組織化に繋がる情報の共有と具体化をはかります。

【組織強化】

1. 産業別部門連絡会（「官公部門連絡会」「金属部門連絡会」）と連携して、産業政策の確立と実現、春季生活闘争の情報交換、未加盟未組織の連合加盟の促進等、構成組織が主体となってその機能強化に取り組みます。
加えて、「交運労協」とも連携した取り組みを進めます。
2. 構成組織と連携し、連合運動の前進に向けた喫緊の課題である各組織を担うリーダーの育成と体制強化に全力で取り組みます。
3. 各種課題解決に向けて、連合鳥取と構成産別との意思疎通を一層深めるため、対話活動を継続実施します。
4. 時局に適した課題を題材としたトップセミナーを開催します。
5. 青年（男女）委員会・女性委員会活動の推進
 - (1) 「青年委員会」は次世代を担う女性・男性組合員が集い、青年組合員としての役割発揮と仲間のネットワークづくり、環境、平和、男女平等参画など、青年の特性と主体性を活かした活動を進め、将来の労働運動を担うリーダーの育成をはかります。
 - (2) 「女性委員会」は、連合構成組織における女性労働者のネットワークとして存在することと位置づけ、女性労働者のネットワークの拡大、女性労働者の地位向上のための運動参画や女性リーダーの育成等に取り組みます。

【なんでも労働相談ダイヤル】の基盤強化】

1. 組織化・問題解決につながるよう、非正規労働者や未組織労働者等の労働相談対応の強化をはかります。また、労働相談所「みなくる」や、労福協「ライフサポートセンターとっとり」、行政等と連携を強化し、相談窓口の機能強化に取り組みます。
2. 非正規労働者の処遇改善を通年の取り組みとして位置づけるとともに、春季生活闘争における非正規労働者に関わる労働条件底上げの取り組みを構成組織と連携して取り組みます。
3. 非正規労働問題について政策・制度要求に反映していきます。
4. 連合本部と連携し、社会的キャンペーン行動に取り組みます。

【職場から始めよう運動の浸透と展開】

1. 先行事例の共有化や器材の作成・配布等を通じて、「職場から始めよう運動」の浸透をはかり、職場における非正規労働者の組織化と処遇改善、組合参加を促進します。

【地域に根ざした顔の見える地協運動のさらなる進化】

1. 地域協議会は、連合加盟組合員や地域住民にとって一番近い存在にあるため、連合の仲間をつなげる活動や地域で働く仲間を支える活動などを通じて、「地域に根ざした顔の見える運動」の具体化をはかります。
2. 「地域に根ざした顔の見える運動」の実践強化を通じ、地域レベルから「働くことを軸とする安心社会」実現に向けた社会的うねりを作り出していきます。そのため、生活相談や地方議員や志を同じくする団体との連携を通じ、働く者・生活者のニーズを汲み取り、地域で頼られる存在としての役割を發揮します。
3. 連合鳥取と地協幹事との対話活動を行い、地域における運動への参画をさらに強化していきます。加えて、地協議長・事務局長会議を開催し、課題の共有化や連合運動の浸透と意思疎通を図り運動の強化に努めます。
4. 地域において、暮らしや生活に関わる支え合い基盤を創り出していくことは、連合運動の中で大変重要なことであるため、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会（連合・労福協・労金・全労済）のさらなる連携と、NPO、退職者などさまざまな組織と連携をはかり、地域で信頼され、存在感のある運動を構築します。

○広報・教育局の取り組み

【内外における「発信力」の強化】

1. 経営者団体、業界団体などとの連携を強め、連合がめざす「相互信頼を基本とした労使関係」の理解・浸透をはかるとともに、集団的労使関係の重要性について社会的に広める取り組みを強化します。
2. 就職を控える若者に対して、労働組合の必要性をアピールする行動を強化します。
3. 組織 PR 活動の強化策として SNS 等を活用して展開します。
4. 退職者連合と連携し、退職者や年金生活者などの連合運動への参加や交流を促進します。

【労働教育の推進】

1. 次代を担う若年層の減少と労働組合・労働運動の必要性に対する意識の希薄化が懸念されることから、「労組リーダーセミナー」を開催し人材育成に取り組みます。
2. 社会に向けた労働教育の推進として、ワークルール検定を 2019 年春鳥取県開催します。（2020 年からは、初級試験全都道府県開催予定）
3. 子どもの成長段階に応じて、働く意義、働く者の権利・義務、ワーク・ライフ・バランスや労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育「出前授業」に取り組みます。

実施にあたっては、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会、行政と連携して取り組みます。

4. 連合鳥取、労福協、経営者協会、行政と連携して、県内すべての高校3年生に向け、働くことへの解説冊子「THE 社会人基礎編」を配布します。
5. 労働相談対応者の育成とスキルアップを図るため専門機関等が開催する研修に積極的に参加します。
6. 連合本部、中国労組生産性本部の労働教育に積極的に参加します。
7. 中国労組生産性会議等が主催する国内・海外労働事情視察団等に参加し、国内外の経済・労働事情などを学習し、今後の連合運動や組合運動に役立てます。
8. 労働審判員の能力向上・人材育成の研修受講に積極的に取り組みます。

【広報宣伝活動の推進】

1. 機関紙「れんごう鳥取」を毎月1回定期発行します。「連合鳥取ホームページ」をリニューアルします。
2. 定期大会およびメーデー大会のフォトニュース（A2版）を発行します。
3. 街頭宣伝車による「街宣活動」を定期的を実施します。
4. 「買おう使おう仲間の商品、仲間のサービス」運動を継続して取り組みます。

○国民運動局の取り組み

【平和運動の推進】

1. 世界の恒久平和の実現のため、在日米軍基地の整理縮小、日米地位協定の抜本の見直し、核兵器廃絶、北方領土返還等の運動に、連合本部と連携し推進します。
また、6～9月の連合平和行動月間においては、沖縄（6月）、広島・長崎（8月）、根室（9月）での平和行動に参加します。
尚、竹島の領土権確立の早期解決については、連合中国ブロックとして連携し運動を進めます。
2. 連合鳥取ピースウォークを実施します。
3. 他の地方連合会と連携して、平和に関する現地学習会を開催します。

【人権・連帯活動の強化】

1. 第90回メーデー大会は、2019年4月27日（土）に開催します。
2. 「人権」課題については、部落解放共闘会議へ参画する中で、運動を積極的に推進します。
3. 職場・家庭での「連合エコライフ21」運動を推進します。
通年的な活動として、「レジ袋削減：マイエコバック利用」「マイ箸運動：割り

箸回収運動」「エコキャップ回収運動」「エコドライブ運動」「公共交通機関の利用促進」等を推進します。

4. 「自然環境保全」の取り組みは、「大山ブナ林」復元運動に取り組みます。
実施にあたっては、『大山ブナを育成する会』と連携して活動を進めます。加えて、今後の活動のあり方について関係機関と協議を進めます。
5. 「連合・愛のキャンパ」に取り組み、連合本部、各産別との連携により内外のボランティア・NPO 団体等への支援とともに、災害対策支援を進めます。
6. 県内における大規模災害発生時に対しては、「連合鳥取防災マニュアル」に則って対応していきます。
なお、「連合鳥取防災マニュアル」を点検し、必要により見直しを行います。
7. 連合鳥取・島根・高知・徳島における危機事象発生時相互応援協定締結に伴い具体的な相互応援策を策定します。
8. 大規模災害発生時の対応等、連合全体で取り組むボランティア活動については、連合本部、連合中国ブロック連絡会と連携し参画します。

【国際連帯活動の推進】

1. 中国吉林省総工会との「相互友好交流協定（2015 年 6 月再締結。期間：5 年間）」に基づき、吉林省総工会との友好交流に取り組みます。今年度は訪中に対応します。
「相互友好交流協定」が 2020 年 5 月で切れるため、再締結に向け協議を開始します。
2. 鳥取県労働委員会を通じて韓国・江原地方労働委員会研究交流団との交流を行います。

○労働政策局の取り組み

【政策・制度要求、政策実現に向けた取り組み強化】

1. 「連合鳥取 2020 年度政策・制度要求」の取り組み
「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く人・生活者の立場に立った政策の実現に全力で取り組みます。
 - (1) 要求・提言書（案）の策定は、労働政策局を中心に部門連絡会・構成組織・地域協議会と連携して策定し、政策討論集会の場を経て全体の運動として取り組みを進め、8 月を目処に県知事及び労働局長に提出します。
 - (2) 各地協においても、県内 4 市に対する政策・制度要求に取り組みます。
 - (3) 推薦・支持議員団との連携を強め、各級議会の代表質問等の場を通じて、政策実現に努めます。

2. 地域活性化と地方創生への取り組み

「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に対する取り組みにおいて、各自治体に設置されている「推進組織」に参画し、連合の政策実現および地域に根ざした顔の見える運動を推進します。

3. 労働基本権を保障した民主的な「公務員制度改革」、公務における「臨時・非常勤職員の処遇改善」、「労働法制に関する事項」、「会計年度任用職員の新設」等、国の制度に関わる政策については、連合本部における議論の場に参画して意見反映します。

4. 各種行政審議会等に労働者代表（女性代表を積極的に登用）として参画し、積極的な政策提言を行います。

5. 雇用維持・確保、雇用創出の取り組み

(1) 新たな産業の育成と良質な雇用創出につなげるため、産業政策と連動した雇用政策を求め連合本部と連携し、地方連合の役割を果たしていきます。

(2) 鳥取県の「正規雇用1万人チャレンジ」、「戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会」等に参画し、質の高い雇用創出について提言します。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現の取り組み

次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画のフォロー・各企業の取り組み点検活動、年間総労働時間1800時間以下の実現をめざす取り組み、労働時間管理の適正化、不払い残業の撲滅、有給休暇の取得促進、36協定の適正化など「働き方・休み方改革」の取り組みを推進します。

【クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン「Action!36」】

1. 働き方改革関連法施行を視野に、すべての職場でより良い働き方の実現をめざし、労使による職場での取り組みの強化と、労働組合のない職場への周知徹底に向け、クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン第4弾の重点取り組みとして「Action!36」に取り組みます。

2. 「Action!36」の内容は、36協定の適正化や時間を大切にしたい働き方・暮らし方をテーマにしたフォーラム開催や全国一斉労働相談ホットライン、街宣活動を実施します。

【取引の適正化と公契約運動】

1. サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう、「働き方」も含めた企業間における公正かつ適正な取引関係確立に向けて、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守・徹底を行政や経営者団体に求めます。

2. 公契約の下で働く者の公正労働基準を確立するために、「公契約条例」の制定に向け、官公部門連絡会、推薦支持議員団と連携し、学習会の開催や首長、各級

議会に対し要請行動を行い、その実現に向け取り組みます。

【労働安全衛生対策】

1. 「連合鳥取セーフティネットワーク集会」を開催し、メンタルヘルスや労働安全衛生に対する学習を行うとともに構成組織の意識の向上をはかります。
2. 連合本部のセーフティネットワーク集会に参加します。

○中小労働局の取り組み

【中小労働運動の推進】

1. 中小労働局、中小共闘センター幹事会を中心に地場中小労組の人材育成・個別課題等の支援に取り組みます。

【2019 春季生活闘争】

1. 2019 春季生活闘争では引き続き、「すべての働く者の労働条件の底上げ・底支え」、「企業規模間や雇用形態間、男女間などの格差是正と均等処遇の実現」に向け、中小労働局を中心に中小支援の取り組みを強化するとともに、賃金要求の基礎データとなる地域ミニマム運動（個別賃金実態調査）を拡大させ労働条件の社会的な波及効果を追求していきます。
2. 「中小共闘センター」を中心に、要求目安の明示や賃金実態把握を重視した取り組み、学習会等、地場中小労組の春闘を支える運動を推進します。
3. 社会に開かれた春季生活闘争の実現をはかるために、「地域フォーラム」を開催します。
4. 2019 春季生活闘争方針は、全構成組織を対象とする『拡大執行委員会（1月）』にて決定します。

【最低賃金】

1. 最低賃金の取り組みについては、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げによって賃金の底上げをはかります。
2. 鳥取地方最低賃金は、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性が高い水準への引き上げをはかります。
3. 特定（産業別）最低賃金については、当該構成組織の取り組みをサポートしていきます。

【労働環境改善】

1. 鳥取県内の労働環境に関わる課題について、県行政、労働局など関係行政機関

や経営団体に対して要請行動や各種審議会への対応を進めます。

2. 未組織労働者への支援として「電話による労働相談」「組合づくり相談」などを行うとともに、労働相談や個別労使紛争に対しては鳥取県労働委員会、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）、鳥取総合労働相談コーナー（労働局）など関係機関との連携を含め専門的対応機能を強化します。

また、地域社会へのアピール性も考慮し、街頭宣伝・チラシ配布行動等に取り組みます。

3. 労働相談対応にあたっては、労働局、県労委、みなくる等と連携して取り組みます。

【ディーセント・ワーク実現に向けて】

1. 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働局に対して、監督指導の強化、労働基準監督官の増員など、労働行政の充実・強化を求めます。
2. 春季生活闘争等の活動を通じて、すべての働く者の労働条件の底上げ・復元、ワークルールの確立によるディーセント・ワークの実現をめざします。
3. 街宣活動等を通じて社会的アピールを高めます。

【働き方改革関連法の対応】

1. 働き方改革関連法の対応については、「働く人のための働き方改革」実現に向けた取り組みとなるよう連合本部の対応方針に基づき、労働者保護ルールの後退を招かないよう世論喚起に取り組みます。

2. 連合本部の対応方針

○改正労働基準法における時間外労働の上限基準などにおいて、実効性ある省令・指針などを定める。また、長時間労働是正に向け、原則的上限（月 45 時間、年 360 時間）を踏まえた労使協定締結の取り組みを強化するとともに、すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と 36 協定の適正化がなされるよう、周知の取り組みを進める。

○高度プロフェッショナル制度について、年収要件や対象業務などの省令・指針などを定めるにあたっては、国会議論等を踏まえ、厳格化をはかる。

○同一労働同一賃金の法整備について、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇の実現に向けて、実効性のある省令・指針を定めるとともに、取り組み指針の策定など職場段階での取り組み強化をはかる。

○派遣労働者の雇用の安定と公正な労働条件の確保に向け、2015 年労働者派遣法改正で導入された期間制限への対応や雇用安定措置の確実な実施などにかかわる取り組みを強化する。

○過労死等のない社会の実現に向けて、過労死等防止対策推進法にもとづく改定

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の労使による職場での周知・意識啓発などに取り組む。

○無期転換直前での雇い止め防止に向けた法内容の周知を引き続きはかるとともに、労働組合のない職場などへの対応として情報発信に取り組む。

○男女平等局の取り組み

【労働組合における男女平等参画の達成に向けて】

1. 連合鳥取「第3次男女平等参画推進計画」（～2020年10月）に基づき、全ての構成組織の運動方針に「男女平等参画の推進」と「3つの目標（ディーセント・ワークの実現と女性活躍の推進、仕事と生活の調和、多様な仲間の結集と活性化）」の明記および「数値目標」の設定に取り組むとともに、進捗管理とフォローアップを進めます。

【あらゆる分野における男女平等参画の推進】

1. 男女平等推進への機運を高めるため、6月を「男女平等月間」とし、「男女平等参画学習会」、「行政要請行動」等、地域での取り組みを進めます。
2. 労働政策局と連携し、県行政、労働局等に対して、行政要請行動や各種審議委員会の場に、これまで以上に女性登用を行い積極的な政策提言を行います。
3. 女性活躍推進プロジェクトと共同で、県議会会派「民主」、県女性活躍キャラバン隊等と話し合いの場を設け、地域での女性参画と活躍の促進をはかります。

○政策実現に向けた政治活動の取り組み

【政治活動の基本】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進します。
2. 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、働く人・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進めます。特に2019年は統一地方選挙と参議院選挙が重なる12年に一度の極めて重要な年であり、働く人・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に向け、組織の総力を挙げた闘いを展開します。

【選挙活動の推進】

1. 第25回参议院選挙（2019年7月実施）においては、連合が政策協定を締結する政党をはじめとする連合推薦候補者を当選に向け支援します。
2. 統一地方選挙をはじめとする各級地方選挙の取り組みについては、**国民民主党鳥取県総支部連合会、立憲民主党鳥取県連合、連合鳥取の3者**で政策協定を締結し、「連合の進路」「政治方針」「政策・制度」の基本方針に理解・協力が得られる候補者と推薦協定書の締結を行い当選に向け支援します。
3. 働く人・生活者に寄り添う政治勢力の拡大をはかるため、今年結成された「連合鳥取政策フォーラム」と連携し、さらなる推進をはかります。

【政治活動の推進】

1. すべての政治課題については、連合鳥取内の合意形成を最大限追求し、構成組織一体の運動をめざして、具現化をはかります。
2. 政治活動の推進に向け、政治研修会や学習会を開催し、政治活動の重要性の理解と組合員の自発的な参加を促進します。また、連合から職場までの各レベルにおける政治参画を促します。特に、公職選法改正により選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたことにより有権者が拡大した若年層はもとより、女性、非正規労働者に対する「働きかけ・声かけ」を継続的に行い組合員の政治意識の向上をはかります。
3. 公職選挙法や政治資金規正法など選挙運動における法令遵守の徹底をはかります。あわせて、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組み投票率向上に努めます。
4. 地域での政治基盤強化に向けては、組織内議員擁立も含めた中期的な課題として検討します。

【推薦議員との連携】

1. 今年見直した「推薦協定書」をもとに、推薦する側される側の責任を明確化し、日常的運動課題や政策・制度要求の実現および生活環境改善の取り組みなど、働く人・生活者に寄り添う政治勢力の拡大をはかります。
2. 推薦・支持議員団会議は、定例として年2回の開催を行うとともに、各地協においても定例開催を実施します。
3. 各級選挙の取り組みにあたっては、都度、推薦・支持議員団会議を開催し、連合鳥取の方針説明と支援要請する場を設けます。

以 上

連合 2019 年度活動計画

各論 1

「組織強化」を進め、3年後の「1000万連合」実現に全組織が結集し、社会連帯を高めて、次代の運動への橋渡しとなる2年とする

【組織拡大に向けた連合全体の戦略と体制の構築】

1. すべての職場における「集团的労使関係」構築をめざし、「1000万連合」にむけた具体的な取り組み（第9回中央執行委員会、2018年4月19日確認）にもとづき、各組織が掲げた取り組みについて連合全体で確認し、その進捗状況を確認・共有していく。
 - (1) 連合本部は、連合全体の組織拡大をさらに進めるため、従来のオルガナイザー養成に加え、具体的な事案に関する組織化の指導と連携ができる人材を、組織拡大の実践を通じて養成する。
 - (2) 連合本部は、未組織産業・業種および全国規模企業を中心とした組織化戦略の立案と実践を行い、構成組織・地方連合会と連携・連動した組織化の前進をはかる。加えて、経営者団体や業界団体などと連携し、連合がめざす健全な労使関係への理解を深める。
 - (3) 連合本部は、連合全体の組織拡大に向けた戦略や進め方、役割分担などについて情報共有する場を定期的を開催する。
 - (4) 構成組織は、非正規労働者の組織化、子会社・関連会社、取引先企業の組織化、未組織企業の組織化をさらに推進していく。
 - (5) 地方連合会は、労働相談からの組織化に加え、各地域に本社のある未組織企業の組織化を連合本部・構成組織と連携して取り組むとともに、組織拡大を担う体制の強化に努める。また、地域の経営者団体などと連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

【「組織強化」の前進と持続可能な中央・地方の運動の確立】

2. 連合運動を支える資源を有効活用し、全国組織としての連携を強める体制構築に取り組む。あわせて、構成組織・地方連合会が抱える課題を共有するとともに、その解決に向け、コミュニケーションの強化に努める。次代を担う組合リーダーの中長期的な育成に取り組み、連合運動の強化をはかる。
 - (1) 連合結成30年に向けて、連合の力を結集し得る「共通の目標」を定義し、「連合の運動メッセージ」として積極的に発信していくとともに、連合運動

の持続可能性を確保し、ナショナルセンターの社会的役割と責任を果たしていくための運動・組織・財政のあり方などの重要課題について、連合運動強化特別委員会で議論する。

- (2) 地方連合会未登録への対応、組合員の所在地把握、友好参加組織の正式加盟、地方連合会特別参加組織の構成組織加盟などについて、確実に前進させる。
- (3) 組合リーダーの中長期的な人材育成に取り組むとともに、独自に教育活動の実施が困難な組織を対象としたプログラム・教材作成などのサポート機能を強化する。
- (4) 「第18回連合ユースフォーラム」を北陸ブロックで開催し、青年組合員の交流・情報交換を通じて育成をはかる。また、「第2回全国青年委員会委員長会議」を開催し、情報交換と好事例の全国展開を行い、各地方連合会における青年活動の強化をはかる。
- (5) 組織内に向けた情報発信強化のため、月刊連合を構成組織・地方連合会のみならず、すべての単組・支部・地協に届くよう購読拡大への協力を要請する。またメールマガジンは、全単組・支部・地協の役職員のアドレス登録をめざす。RENGO-NETおよびアットマークれんごうの統合作業を進め2019年10月リリースをめざす。

【地域に根ざした顔の見える運動の前進】

3. 組合員の参加にもとづく地域の連合運動を前進させるとともに、将来への地域運動の発展に向けた検討を行う。
 - (1) 「地域に根ざした顔の見える運動」の推進に向けて、地方連合会と地域協議会は、連合組合員が地域活動に参加・関与する機会を増やすとともに、地方構成組織や加盟組合に対して、一層の参加を呼びかける。そのため、構成組織は、地方構成組織や加盟組合が連合運動に参画するための環境づくりを強化する。
 - (2) 地方連合会および地域協議会は、諸団体との連携などを通じ、地域のすべての働く者や生活者から信頼され、存在感のある運動を構築する。

【社会的な連携や発信を通じた運動の創造】

4. 連合運動および労働組合への理解を深め、社会的な認知を高めるために、各種団体との連携や社会的な発信に向けた取り組みを強化する。
 - (1) 社会に向けた情報発信強化のため、ホームページのスマートフォン版を導入するほか、SNSの「いいね!(フォロワー)」1万人の獲得をめざす。拡散力の高いWebマガジンへの掲載およびYoutube、ニコニコ動画、LINEなどにより若年層に向けた情報発信を行う。また構成組織・地方連合会における

SNS活用促進をはかり、全地方連合会でのFacebook開設を支援する。各種イベントや公式キャラクター・ユニオニオンを活用したPR活動を実施する。

- (2) ワークルール知識習得のため、地方連合会の協力のもと、ワークルール検定を引き続き支援するとともに、2020年秋に行う全都道府県での一斉開催以降における検定のあり方を検討していく。さらに、企業に向けても検定導入の検討を要請し、労働教育の浸透をはかる。
- (3) 連合運動の推進と社会的な行動力の強化、労働者福祉の充実につなげるため、4団体をはじめとする他団体との連携をはかる。また、中央・地方における様々な関連団体との事業や活動について検証し、資源の有効活用と運動の発展につなげる。

【平和運動の推進】

5. 世界の恒久平和の実現に向け、在日米軍基地の整理縮小、日米地位協定の抜本的見直しに関わる情勢報告や認識の共有化をはかる。また、核兵器廃絶と被爆者を対象に国家補償にもとづく被爆者支援の実現、北方領土返還要求運動を重点に領土問題などに引き続き取り組む。また、戦後73年が経過し語り部の高齢化が進む中、戦争の実相を次世代へ継承するための取り組みを推進する。
6. 転換期を迎えた極東アジアの核兵器をめぐる情勢を把握しつつ、2020年のNPT再検討会議に向けて、1000万署名の取り組みに着手するなど、原水禁、KAKKINとの3団体による統一した取り組みの強化をはかり、国際労働組合総連合（ITUC）や平和首長会議と連携し、核兵器の廃絶に向け官民一体となった運動を展開する。また、核兵器禁止条約をめぐる国際情勢を注視し必要な対応をはかる。

【人権・連帯活動の強化】

7. 人権侵害救済法（仮称）の制定および就職差別の撤廃に向けては、部落解放中央共闘会議と連携した各種行動、学習会に取り組む。拉致被害者の早期解放にも取り組み、「人権フォーラム2018」を開催し、世論喚起や学習会を行うとともに、関係団体の開催する集会・行事などへ積極的に参加していく。
8. 「連合・愛のカンパ」について、支援内容を充実させて引き続き取り組む。また、NGO、NPO団体が行う事業へのフォローアップ活動として、現地視察の実施や構成組織・地方連合会との連携強化に取り組む。
9. 連合政策・制度の実現のため、特に国民的課題について、労福協、労金、全労済など志を同じくする様々な組織・団体と連携・連帯しつつ社会運動を喚起し、取り組みを積極的に進める。
10. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対し、誰も

が参加可能な共生社会の実現に向け、組合員に対してパラスポーツを理解する取り組みやボランティア養成講座の実施など、連合東京と連携して検討する。

【被災地支援への取り組み】

11. 被災地に必要な支援を行うとともに、引き続き震災を風化させない取り組みを継続して行い、各構成組織や地方連合会が参加しやすい取り組みを検討する。

【自然災害への取り組み】

12. ボランティアプロジェクトの成果を踏まえ、大災害発生時に即座に組織的運営ができるよう、引き続き各地方連合会における体制の維持・強化をはかる。

各論 2

非正規労働者・未組織労働者・若者の支援と労働相談センター設置による対応強化

【「職場から始めよう運動」のさらなる展開】

1. すべての職場において非正規労働者の組織化と処遇改善を促進するために「職場から始めよう運動」のさらなる展開・定着をはかる。
 - (1) 先行事例の波及、非正規労働者の組織化および処遇改善の推進
 - 1) 担当者会議の充実
 - 2) 「職場から始めよう運動」の事例集の発刊およびシンポジウムの開催
 - (2) 「職場から始めよう運動」の取り組み状況について年2回調査し共有化することで、取り組みの波及
 - (3) 2019 春季生活闘争における非正規労働者の処遇改善に向けた取り組みの促進
 - 1) 有期契約労働者の無期転換の促進と無期転換後の処遇改善の取り組み
 - 2) 派遣労働者の雇用安定措置の実態把握と労使の取り組み
 - 3) 同一労働同一賃金に向けた取り組みの進展（先行事例の発掘と波及）
 - 4) 非正規労働者の組織化の推進と集团的労使関係のあり方の検討

【若者の雇用・就労環境の改善に向けた取り組みの推進】

2. SNSなどを活用し、若年層とのネットワークづくりを構築する。
3. ワークルール教育の周知と推進に向けた取り組みを推進する。

【非正規労働問題に関する情報発信・世論喚起・ネットワークづくり】

4. 業界団体やNPO、マスコミなど外部団体とのネットワーク構築、非正規労働

問題に関する情報発信や調査活動の実施とあわせて、非正規労働者の処遇改善に取り組む。

5. 「非正規」呼称検討ワーキングチーム報告にもとづき、「連合ビジョン（仮称）」の策定など連合 30 周年を踏まえた一連の取り組みの中で、「非正規」呼称などについて検討する。

【労働相談センター設置による対応強化】

6. 相談窓口の充実に向けた SNS などによる本部集中労働相談を実施する。
7. 労働相談センターの機能充実に向けた検討を行う。
 - (1) 連合の労働相談の取り組みの周知・相談内容の収集・分析・公表のあり方の検討
 - (2) 労働相談担当者の育成・労働相談のノウハウの蓄積と公開
 - (3) 労働相談におけるネットワーク機能の充実

各論 3

働くことを軸とする安心社会に向けた政策・制度実現の取り組み

【政策の実現に向けた取り組み強化】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く者・生活者の立場に立った政策の実現に全力で取り組む。
 - (1) 「2020～2021 年度政策・制度 要求と提言」および「2020 年度 連合の重点政策」を策定する（2019 年 6 月）。
 - (2) 「2019 年度 重点政策実現の取り組み方針」を策定し、国・地方自治体・政党への働きかけ、審議会・国会対応、街宣行動など、政策の実現に向けた運動を展開する。あわせて、退職者連合、労働福祉団体、NPO などとの対話や共同行動などの社会運動を推進し、連合の考え方について社会全体への浸透をはかる。
 - (3) 政策立案能力を高めるため、政策づくりを担う人材の育成や専門家とのネットワークの強化に向けて、構成組織および地方連合会の政策担当者を対象に定期的に勉強会を開催するとともに、意見交換等を通じ、情報の収集・発信の強化に取り組む。

【震災からの復興・再生に向けた取り組みの継続】

2. 東日本大震災および熊本県を中心とする九州地震からの復興・再生に向け、被災自治体への人的支援、恒久住宅への移転に支障がある人々への支援、産業政策・雇用政策の一体的推進、医療・福祉・介護人材の確保、教育環境の整備な

ど、被災地への確実なバックアップを行うよう政府に求める。

- (1) 被災地（東北3県および熊本県）の地方連合会との連携のもと、実態調査・ヒアリングなどを行い、「要求と提言」「重点政策」に反映する。
- (2) 福島第一原子力発電所事故の収束、放射性物質の除染、避難住民の着実な帰還の実現、食の安心・安全の確保、風評被害防止対策など、福島の復興・再生を早期かつ着実に進めるよう政府に要請する。

【持続可能で健全な経済の発展】

3. 日本経済を持続的、安定的な成長軌道に乗せ、経済の好循環の実現に向けた取り組みを進める。
 - (1) 自律的かつ持続的な経済成長を実現し、包摂的な社会を構築すべく、ディセント・ワークの確立や分厚い中間層の復活に向けた経済・産業政策と雇用政策の一体的推進を政府に求める。
 - (2) 経済連携協定の交渉について、国際労働組合総連合（ITUC）や交渉国の労働組合と連携しつつ、労働、環境および安心・安全に関わる事項について適切な交渉を政府に求める。また、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を政府に求める。
 - (3) 第4次産業革命の進展に伴いすべての産業に起こり得る様々な変化への対応について検討するための労使が参画する枠組みの構築を政府に求める。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援の着実な実施と、働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援の強化を政府に求める。
 - (4) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう、「働き方」も含めた企業間における公正かつ適正な取引関係確立に向けて、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守・徹底を政府や経営者団体に求める。
4. 政府の「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に対する取り組みを、「連合のめざす政策の早期実現」と「地域に根ざした顔の見える労働運動の実践」に結びつけるべく、地方連合会・地域協議会、構成組織、連合本部が密に連携し、それぞれの役割を発揮する。
 - (1) 「そうだ地方で暮らそう！国民会議」や「ふるさと回帰支援センター」の活動に参画し、地方の活性化と良質な雇用の確保の重要性について発信する。
 - (2) 地方版「総合戦略」が「働くことを軸とする安心社会」につながるよう推進組織のもとで個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう、地方自治体へのきめ細やかな支援・助言の強化を政府に求める。

【連合のエネルギー政策の実現および地球温暖化対策の推進】

5. 原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減していき、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざす。
6. 「パリ協定」の運営指針に「公正な移行」の実現に資する具体的対応が反映されるよう、国際労働運動との連携を強化する。
7. 国内において「自国が決定する貢献（排出削減目標）」の達成および「公正な移行」を伴う温暖化対策が促進されるよう、政府に積極的な社会対話を求める。「連合エコライフ 21」をはじめとする労働組合の環境分野の活動を強化する。

【「公平・連帯・納得」の税制改革に向けた運動の展開】

8. 所得再分配機能の強化をはじめとした「公平・連帯・納得」の税制改革の実現に向けて取り組む。
 - (1) 社会保障・税の一体改革の着実な推進に向けて、税による所得再分配機能の強化の実現に取り組む。そのため、低所得者層を対象とした「給付付き税額控除」として、「消費税税額控除」および就労促進につながる「勤労税額控除」の導入に取り組む。また、消費税の軽減税率は撤回を求める。
 - (2) 税制フォーラムの開催や、連合ホームページを活用した「確定申告・還付申告」の取り組みなど税に対する理解浸透と納税者意識の向上をはかるとともに、給与所得者における申告納税制度と年末調整制度との選択制の導入および、そのための環境整備を政府に求める。
 - (3) マイナンバー制度について、個人情報への厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の不安を払拭する措置を講じつつ定着をはかるとともに、不公平税制の是正や確実な社会保障給付の実行に資する制度とするよう政府に求める。
 - (4) 「連合ビジョン（仮称）」を踏まえた、「第4次税制改革基本大綱」を策定する。

【公正かつ持続可能な社会形成への取り組み】

9. 責任投資の普及に向けた取り組み、公契約にもとづく事業における公正労働の確保とサービスの質の向上に向けた取り組みなどを推進する。
 - (1) ワーカーズキャピタル責任投資推進会議などを開催するとともに労働組合資金や企業年金基金などにおける責任投資の促進に取り組む。また、ESG投資の労働・人権に関する指標の策定を検討する。
 - (2) 公契約基本法の制定を進めるため、政府・政党への要請や関係省庁・経営者団体との意見交換などに取り組む。また、公契約条例の制定拡大に向けて、情報収集・交換と理解促進に努める。
10. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の調達において、「持続可能性に

配慮した調達コード」が尊重・遵守されるよう、周知徹底や関係各所への働きかけに取り組む。

- (1) 調達コードの組織内への周知に向け、組織委員会作成の解説資料の案内など、広報活動を行う。
- (2) 調達コードの適用範囲外である政府や東京都の調達に関して、調達コードの尊重・遵守の要請を行う。
- (3) 調達コードの不遵守が発生した場合の問題解決のために設置された通報受付窓口が適正に運用されるよう対応をはかる。

【民主的公務員制度改革、地方分権改革の実現に向けた取り組み】

11. 民主的な公務員制度改革の実現と「新しい公共」の推進に向けた取り組みを強化する。
 - (1) 労働基本権を保障した民主的な公務員制度改革、公務における臨時・非常勤職員の処遇改善を国・地方自治体に対して求めるとともに、労働基本権回復の必要性に対する国民の理解促進に取り組む。
 - (2) 人口減少・超少子高齢化に対応する公共サービス提供体制の拡充に向け、国と地方の役割・権限の見直しや財源移譲の推進、地方自治体間の広域連携の取り組み支援を政府に求める。

【食とくらしの安全・安心確保と社会インフラの整備】

12. 食料・農林水産政策、消費者政策、社会資本政策、住宅政策、交通政策にかかわる安全・安心の確保に向けた取り組みを推進する。
 - (1) 農業・水産業の経営基盤の構築と生産性向上を通じた食料自給力の向上、農林水産業の多面的機能発揮の発揮、林業の産業基盤確立および森林資源の循環利用、食育の推進を国・地方自治体に求める。
 - (2) 倫理的な消費行動の促進に向けた消費者教育の充実、消費者にわかりやすい食品表示と適切な制度運用、相談体制の強化を国・地方自治体に求める。
 - (3) 既存社会資本の長寿命化・老朽化対策の効率的な実施と、空き家対策を実施する地方自治体の負担軽減を国に求める。
 - (4) 生活・防災・交通・観光に関連した社会資本整備について、生活者・利用者の安全・安心確保と地域の実情を踏まえた対応を国に求める。
 - (5) 地方自治体における地域公共交通網形成計画の策定を促進するため、法定協議会の設置支援ならびに専門人材などの人的支援を国に求める。
 - (6) 公共交通について、特区制度等の活用も含め、利用者の安全・安心を後退させるような安易な規制緩和を行わないよう国・地方自治体に求める。
 - (7) 「水循環基本法」に基づく各種計画・条例の策定を国・地方自治体に求める。

【防災・減災対策の強化】

13. 地域防災力の向上、災害時要援護者対策の強化、防災・減災に必要な人材の育成・確保、国民の防災意識を高めるための啓発活動の強化や、あらゆる事態を想定したハザードマップの整備・点検を国・地方自治体に求める。

【教育における格差是正と機会均等の実現、労働教育・主権者教育の推進】

14. 貧困の連鎖を防止するため教育機会の均等に向けた取り組みを進めるとともに、労働者保護の実効性確保のための労働教育・主権者教育の充実をはかる。
- (1) 教育の機会均等の実現に向け、高等学校授業料の完全無償化、大学授業料の引き下げ、給付型奨学金の拡充や貸与型奨学金の無利子化を国に求める。
 - (2) 働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化の推進に取り組む。
 - (3) 自立した社会人としての基本的な知識の習得や意識の醸成に向けて、政治・参政権などに関する主権者教育の推進に取り組む。
 - (4) 教員の長時間労働の確実な是正に向けた法的措置を国に求める。
 - (5) 「連合ビジョン（仮称）」を踏まえた、「教育制度に関する中長期政策」を策定する。

【全世代支援型社会保障制度の実現】

15. 全世代支援型社会保障制度への改革を推進し、すべての人が必要な社会保障サービスを実際に受けられる体制の強化に取り組む。
- (1) 社会保険のさらなる適用の拡大に向けて、連合「社会保険の適用拡大に関する調査」結果を活用し、審議会等や国会に対する政策実現の取り組みを強化する。
 - (2) 誰もが必要な時に必要な介護・保育・医療サービスを受けられるよう、介護人材の処遇と雇用管理の改善、保育士の処遇改善とキャリアアップ体制の構築、看護職の休暇取得促進や夜勤負担の軽減といった労働条件の改善などによる人材確保対策の強化を求め、審議会等や国会に対する政策実現の取り組みを強化する。
 - (3) 安心して信頼できる患者本位の医療を確立するため、医療の地域偏在対策の実効性確保、患者に対する情報保障・情報公開の強化に向けた審議会での意見反映や世論喚起の取り組みを強化する。
 - (4) 生活援助サービスを含めた良質な介護保険給付の確保に向けて、集会の開催など審議会等や国会に対する政策実現の取り組みを強化する。
 - (5) 基礎年金の給付水準の改善と財政基盤の一層の強化をはかるため、審議会などでの意見反映および構成組織・地方連合会との連携並びに世論喚起の取り組みを強化する。また、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）にお

けるもっぱら被保険者の利益のための安全かつ確実な年金積立金運用の堅持に向けて、審議会などや経営委員会、国会に対する政策実現の取り組みを強化する。

- (6) 生活保護基準の検証方法の見直し、健康で文化的な生活を送ることができる新たな生活保護基準の検討、生活困窮者自立支援制度の充実と実施体制の確立に向けた予算の確保を政府へ働きかけることを強化する。
- (7) あらゆる分野における障がい者差別の根絶に向けて障害者基本法と障害者差別解消法のさらなる強化を求め、障がい者団体と連携しつつ、審議会などや国会に対する政策実現の取り組みを強化する。
- (8) 保育の質を確保した待機児童の早期解消に向け、必要な人材と財源を確保するよう、国および自治体の審議会や国会などに対する政策実現の取り組みを強化する。
- (9) 「連合ビジョン（仮称）」の策定に向けた検討状況を踏まえ、「新 21 世紀社会保障ビジョン」を見直す。

各論 4

労働条件の底上げ・社会的横断化の促進とディーセント・ワークの実現

【良質な雇用の確保とセーフティネットの拡充】

1. 雇用の原則を「期間の定めのない直接雇用」であることを基本とするなど、雇用・労働のあるべき姿を示す「雇用基本法」（仮称）の実現をはかる。
2. 雇用保険制度については、基本手当の拡充および国庫負担の本則復帰をはかるとともに、すべての雇用労働者に適用することを基本に、マルチジョブホルダー（複数の事業主のもとで短時間労働の仕事を掛け持ちしている者など）へのセーフティネットの構築のため、雇用保険の適用拡大を求める。
3. リカレント教育については真に効果が見込まれるものを推奨し、その財源については、雇用保険財源からではなく、一般財源で負担するよう見直しを求める。
4. 労災認定基準の見直しについて、暴言などのハラスメントをはじめとする強いストレスに起因する精神障害や労働者性の問題など、今日的な課題にも対応できるよう連合の考え方をまとめるとともに、複数就業者の労災補償などについて、連合の考え方に沿って、法改正を含めた必要な見直しを求める。

【労働条件の「底上げ・底支え」「格差是正」と社会的横断化の促進】

5. 春季生活闘争や通年的な労使協議を通じて、労働条件の「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現をはかる。内外へ

の情報発信を充実させ社会的横断化の促進をはかる。

【最低賃金を労働の対価にふさわしい水準へ引き上げ】

6. 最低賃金を、労働の対価としてふさわしい水準にまで引き上げる取り組みを強化する。具体的には、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ、法定の地域別最低賃金のセーフティネットとしての実効性が高い水準への大幅な引き上げと地域間格差の縮小、当該産業労使のイニシアチブによる法定の特定（産業別）最低賃金の維持と金額引き上げおよび未設定産業分野における新設に、引き続き務める。

【ディーセント・ワーク実現に向けたワークルールの整備】

7. 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織・地方連合会と連携し、労働者保護ルールの後退を招かないよう世論喚起等に取り組む。
8. 改正労働基準法における時間外労働の上限基準などにおいて、実効性ある省令・指針などを定める。また、長時間労働是正に向け、原則的上限（月 45 時間、年 360 時間）を踏まえた労使協定締結の取り組みを強化するとともに、すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と 36 協定の適正化がなされるよう、周知の取り組みを進める。
9. 高度プロフェッショナル制度について、年収要件や対象業務などの省令・指針などを定めるにあたっては、国会議論等を踏まえ、厳格化をはかる。
10. 同一労働同一賃金の法整備について、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇の実現に向けて、実効性のある省令・指針を定めるとともに、取り組み指針の策定など職場段階での取り組み強化をはかる。
11. 派遣労働者の雇用の安定と公正な労働条件の確保に向け、2015 年労働者派遣法改正で導入された期間制限への対応や雇用安定措置の確実な実施などにかかわる取り組みを強化する。
12. 過労死等のない社会の実現に向けて、過労死等防止対策推進法にもとづく改定「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の労使による職場での周知・意識啓発などに取り組む。
13. 「雇用類似の働き方」の就業者の保護に向けて、実態把握を行い、報酬の支払い、安全衛生の確保なども含めた法整備のあり方について検討し、連合の考え方をまとめる。
14. 無期転換直前での雇い止め防止に向けた法内容の周知を引き続きはかるとともに、労働組合のない職場などへの対応として情報発信に取り組む。
15. 事業組織再編に関して、事業譲渡に関する指針や改正承継法施行規則・指針の周知を行うとともに、譲渡や合併、M&A など、あらゆる事業組織再編における集团的労使関係や労働者の権利保護をはかるための法制化の検討を進める。

16. 集团的労使関係構築に向けて、過半数代表者の選出手続の厳格化など、過半数代表制の適正化をはかる取り組みを進めた上で、労働者代表制の法制化の検討を進める。
17. 民法（債権法）改正に対応して、労働者保護の観点からの労基法における消滅時効期間の検討など、労働関係法の改正に取り組む。
18. 労働審判制度の適正な運用に向けた見直しを求めるとともに、労働審判員連絡協議会を通じた経験者交流など労働審判員の知識向上のための機会を増やし、制度の充実をはかる。

【震災復興・福島第一原子力発電所事故への対応】

19. 被災地の雇用のミスマッチを解消し、産業政策と連動させ、将来にわたって地域を支える雇用の創出と職業能力開発の一体的推進を求める。
20. 福島第一原子力発電所の廃炉に見込まれる今後 30～40 年間は、技術者から現場作業員まで幅広い労働者が必要となるため、労働者への被ばく線量管理をはじめとする労働安全衛生の強化および、中長期的な労働者の確保に向けた政策や対応を求める。

【労働安全衛生対策の強化】

21. ストレスチェックによって明らかとなった職場の課題解決に向けた、安全衛生委員会などにおける職場改善の取り組みや、化学物質のリスクアセスメント対象範囲の拡大など、「『改正労働安全衛生法』に関する連合の取り組みについて」にもとづいた取り組みを規模に関わらずすべての職場で進める。
22. 2018 年度スタートした第 13 次労働災害防止計画（13 次防）の着実な実施をめざすとともに、連合の労働安全衛生取り組み指針（5 カ年計画）にもとづいた取り組みを、連合本部、構成組織、地方連合会が一体となって進める。
23. 職場における健康確保措置の実効性の向上に資する、労働者の健康情報の取り扱いルールの整備をめざし、連合としての具体的考え方をまとめる。

【若年者・高齢者・障がい者・外国人労働者対策の強化】

24. 若者雇用促進法を踏まえ、連合方針にもとづき、若者の適職選択に向けた職場情報の積極的な開示や、若年無業者の就労支援、就職氷河期世代の中高年フリーター対策の着実な実施を求めるとともに、職場点検活動を通じて、若者が働き続けられる職場環境の整備に取り組む。
25. 「高齢者等職業安定対策基本方針」（5 カ年）の改正にあたり、これまでの取り組み結果を検証した上で、身体・健康状態などを踏まえた適正配置や配慮義務をはじめ、高齢者が働きやすい環境確保に向けた実効性のある取り組みを策定するよう求める。

26. 改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、連合方針にもとづいて、精神障がい者を含む障がい者の雇用促進と職場定着と、合理的配慮義務に対応した職場環境の整備に取り組む。また、障がい者雇用に関するシンポジウムの開催に取り組む。
27. 外国人技能実習法にもとづく制度の厳格な運用を求めるとともに、「外国人材の受入れに関する新たな在留資格の創設」について、取り組み方針をもとにシンポジウムの開催など運動を進める。

【人材育成・能力開発の促進】

28. 2016～2020 年度を対象期間とする国の第 10 次職業能力開発基本計画に掲げられた「職業能力底上げ」「産業ニーズを反映した人材育成」「人材の適正配置」の実現に向けた取り組み促進を求める。
29. 国による職業能力開発の推進にあたっては、企業・業界団体や労働組合の参画のもと、事業者主体による企業内訓練の拡充支援や、雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練を強化するなど、一層のキャリア形成支援を求める。
30. 産業構造の急速な変化にも対応できるよう、国が全国で対応できる人材育成支援体制を構築するなど、企業に対する支援を強化するとともに、労働者の教育訓練受講時間の確保や、公的職業訓練の内容の充実など、個人での能力開発への支援も求める。その際、国が政策として推進する人材育成・能力開発支援については、安定的に実施できるよう、必要な原資を一般財源で確保することを求める。

各論 5

男女平等社会の実現に向けた取り組み

【あらゆる分野における男女平等参画の推進】

1. 連合「第 4 次男女平等参画推進計画」（2013 年 10 月～2020 年 9 月）を着実に実行することにより、男女が対等・平等で人権が尊重され、役割と責任を分かちあう男女平等参画社会を構築する。
 - (1) 「3 つの目標」（ディーセント・ワークの実現と女性活躍の推進、仕事と生活の調和、多様な仲間の結集と活性化）達成に向け、構成組織および地方連合会の取り組みを支援する。
 - (2) 「女性役員を選出している組織 100%」達成のための取り組みを強化する。また、「2020 年までに連合の役員・機関会議の女性参画率 30%」に向け、女性役員選出の手法の一つであるクォータ制導入に向けた検討、導入に取り組む。

- (3) すべての組織の目標達成に向けて、男女平等推進委員会のもとにある第4次男女平等参画推進プロジェクトチームによる進捗管理とフォローアップ体制を強化する。
2. 男女平等参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法にもとづく「第4次男女共同参画基本計画」を着実に実行する。とりわけ「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」目標の達成に向け、ポジティブ・アクションの導入を推進する。また、国連「女性差別撤廃委員会」から求められている課題の解決や「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准へ積極的に取り組む。
3. 男女平等の視点から社会制度、慣行の見直しを推進する。
- (1) 家族法を中心とした民法改正に向け、選択的夫婦別姓制度の導入や、女性のみ課せられた再婚禁止期間の見直しなどに取り組む。民法改正に伴う女性の婚姻年齢の変更や、相続法の改正点などは、広く周知すべく取り組む。なお、相続法の改正に関する残された課題である、被相続人の介護などで特別貢献した者の範囲に、事実婚や同性パートナーなどが含まれていない点や、複雑化する配偶者の長期居住権の設定などについて、多様化する家族形態にあわせて柔軟に対応できるよう取り組む。
- (2) 人権を冒とくする性の商品化や女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発などの運動に取り組むとともに、性暴力等被害者支援法の制定など、関連法の整備に向けた取り組みを進める。
- (3) 女性の政治への積極的参画を実現するため、政治分野における男女共同参画推進法の施策の実行状況等を点検し、クオータ制導入に必要な法整備に向けた取り組みを進める。
- (4) 税制や社会保障制度などにおける就業抑制インセンティブの解消をはかり、性やライフスタイルに中立な制度に改革する。
- (5) 震災復興対策・防災対策への女性の参画を推進するため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」を活用して取り組む。
- (6) 性的指向や性自認(SOGI)にかかわらず、人権が尊重される社会の実現に向け、差別禁止や同性パートナーの権利確保等に向けた法整備を進めるとともに、ガイドライン周知などにより職場環境の改善に取り組む。

【雇用における男女平等の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と両立支援の拡充、均等待遇に向けた取り組み】

4. パワーハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントについて、「職場環境および男女平等に関する実態調査」を踏まえ、対策の法制化に向けて労働政策審議会や国会における意見反映などの取り組みを行う。
5. 「総合職」や「一般職」などのコース別雇用管理や、セクシュアル・ハラスメ

ント、性別役割分担意識にもとづく言動など「雇用における男女平等に関する実態調査」の結果などを踏まえ、男女雇用機会均等法の改正に向けた取り組みを行う。

6. パートタイム労働者の均等待遇の実現をめざして、パートタイム労働法の施行規則などの改正に向けた労働政策審議会における意見反映などの取り組みを行う。
7. 女性の参画および活躍を促進するため、女性活躍推進法などを活用し、非正規労働者を含むすべての女性を対象とするポジティブ・アクションを積極的に推進するとともに、女性を含めた誰もが働きやすい環境の整備を行う。
8. 男女間賃金格差の是正に向けて、賃金プロット手法を活用した要因分析と格差の「見える化」による賃金改善に取り組むとともに、間接差別にあたる生活関連諸手当の「世帯主要件」の廃止に取り組む。
9. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかるため、男女ともに労働時間などの働き方を見直すとともに、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法などを活用し、男性の育児休業取得促進や育児、介護、仕事と治療の両立など両立支援制度の拡充、男女ともに制度を利用できる環境整備をはかる。
10. 育児・介護休業法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、労働基準法の女性保護規定の職場への定着・促進をはかる。

【女性リーダーなど育成と組織内外に向けた取り組み】

11. 女性活動家の養成や女性リーダーおよび若手男性リーダーの育成に向け、中央女性集会や女性リーダー養成講座・男女平等講座などを通して、課題の共有と主体的行動の促進をはかる。
12. 地方ブロック女性会議を通じて、男女間格差、長時間労働をはじめとする働き方の見直しなど男女平等課題の解決に向けた取り組みを行う。
13. 男女平等推進への機運を高めるため、6月を「男女平等月間」とし、6月を中心に5～7月において組織内外に向けた活動に取り組む。

【国際連帯活動の推進と各種国内団体との連携】

14. 国際労働組合総連合（ITUC）やITUC－アジア太平洋地域組織（ITUC－AP）女性委員会などの男女平等運動に連帯し、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関するILO条約採択にむけた「ストップ！仕事におけるジェンダーに基づいた暴力」キャンペーンをはじめ、「3.8国際女性デー」、「10.7ディーセント・ワーク世界行動デー」、「11.25女性に対する暴力廃絶デー」、労働組合の女性参画を促進する「カウント・アス・イン」、「女性の観点からみた将来の仕事」などジェンダー平等推進のキャンペーン活動に取

り組む。

15. 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）をはじめ、国連女性の地位委員会（CSW）、ILO条約勧告適用専門家委員会、OECD労働組合諮問委員会（OECD-TUAC）など国際関係機関の動向を注視し対応を進める。
16. 運動の目的が一致するNGO・NPOや女性団体など各種団体との交流、連携をはかる。

各論6

政策実現に向けた政治活動の強化

【政治活動の基本】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
2. 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、働く者・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進める。特に2019年は統一地方選挙と参議院選挙が重なる12年に一度の極めて重要な年であり、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に向け、組織の総力を挙げた闘いを展開する。
3. 組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進する。
4. 政治分野における男女共同参画推進法の成立を受けて、政党による女性議員の発掘・育成を支援するなど、女性の政治への積極的参画に向けた取り組みを展開・強化する。

【政党および議員との連携】

5. 引き続き、連合フォーラム議員に対して、連合が主催する院内集会や研修会などへの参加を呼びかけ、連合の政策に対する理解を求める。また、新たに、様々なテーマに対応した政策勉強会を立ち上げ、連合と連合フォーラム議員との相互連携・相互理解のさらなる促進をはかる。
6. 野党各党に対して、連合の求める政策・制度への理解を深めてもらうため、要請活動などに取り組む。
7. 現政権与党に対しては、引き続き政策懇談会などの機会を通じ、連合の政策に対する理解を求める。
8. 連合組織内議員懇談会における会員議員間の情報交流などを進める。また、連

合組織内議員懇談会と引き続き連携をはかり、その中で、「連合組織内議員懇談会あり方検討会」の動向を注視しながら並行して議論を行う。

【政治活動の推進】

9. 政治教育用器材の作成・展開を通じ、政治活動の重要性について理解を深めてもらうとともに、政治活動への参加を促進していく。あわせて政治研修会や学習会を開催する。
10. 推薦候補者が連合の政策の理解を深められるよう、連合本部と地方連合会の政治センターが中心となって意見交換会や研修会を開催する。
11. インターネットを情報発信の手段の一つとして位置づけるとともに、選挙運動の際には、有効なツールとして活用できるよう取り組みを強化する。

【選挙活動の推進】

12. 2019年9月までに実施される国政選挙、衆参補欠選挙ならびに統一地方選挙をはじめとする地方選挙では、構成組織、地方連合会、地域協議会が積極的に連携をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて取り組む。とりわけ2019年7月の第25回参議院選挙においては、政策協定を締結する政党をはじめとする連合推薦候補者を支援し、野党勢力の再生・構築の足がかりとする。
13. 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。
14. 新たに作成した「政治活動マニュアル」を活用し、公職選挙法や政治資金規正法など選挙運動における法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組む。

【憲法論議への対応と憲法改正国民投票法の制度の理解促進】

15. 憲法論議にあたっては、政党に対し、国民的なコンセンサス形成に向けたあらゆる角度からの慎重な論議と、その基礎となる丁寧な情報提供を求める。同時に、国会の憲法審査会における動向の把握、有識者ヒアリングなどを通じ、三役会を中心に認識の共有化をはかる。
16. 憲法改正国民投票法の制度に関する学習の機会を設けるとともに、概要を解説する資料などの作成・展開を通じ、理解および周知をはかる取り組みを進める。また、国民投票が行われることとなった際には、投票の重要性について広く訴えていく。
17. 諸外国における国民投票などの事例収集および研究を行うとともに、世界の政治情勢について見識を深める。

【地方政治の活性化】

18. 地方連合会は、地方議会に対して、二元代表制の機能充実のための環境整備および住民の福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。
19. 地方連合会は、「推薦議員懇談会」などの活性化を通じて推薦国会議員や地方議員との連携をはかるとともに、各首長や各党・各会派との定期協議などを行いながら政策実現をめざす。
20. 地方連合会は、野党各党の国会議員・地方議員や地方組織とともに話し合いの場を設けるなど、十分に連携をはかりつつ、また、地域の実情も考慮しながら、野党連携のための環境を整える。

各論 7

持続可能な社会に向けたディーセント・ワークの実現

【社会対話の確立によるディーセント・ワークの推進】

1. 2019年L20の日本での開催に際し、グローバルユニオンと連携しつつ、総理を始めとした日本政府関係者への要請行動や社会対話を実施する。
2. ILO創設100周年総会（2019年6月）で提起される「仕事の未来」に関する報告書と総会での議論を踏まえ、国内における今後の対応について検討する。
3. 未批准のILO中核的労働基準の第105号条約（強制労働の廃止）、第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の批准に向けた道筋をつける。公務員の労働基本権回復に向けては、ILOなどへの対応を引き続き行う。
4. アフリカ生産性ワークショップ（ILOと共催）や第7回アフリカ開発会議（TICADVII）を活用し、アフリカ地域の開発協力やディーセント・ワーク促進に向けた取り組みを行う。
5. 「ディーセント・ワーク世界行動デー」の取り組みを10月に本部、地方連合会で実施し、SDGsゴール8およびその他重点目標の周知にむけた契機とする。
6. 連合国際労働戦略の解説器材について英語版を作成し、社会対話および建設的労使関係の推進に向け国内外に働きかけを行う。
7. 2018年10月にベルギー・ブリュッセルで開催される第12回アジア欧州会合（ASEM）に向けて、政策要請およびアジア欧州労働フォーラム（AELF）への参画などを通じ、ASEMの枠組内に社会対話が確立されるよう働きかけを行う。
8. 経済連携協定については、中核的労働基準の遵守を推進するとともに、持続可能な経済発展を促し、国民の生活水準と実質所得を引き上げるものとなるよう、当該国労働組合などと連携し、関係省庁への働きかけを強める。

【多国籍企業の責任ある企業行動履行促進に向けた取り組み】

9. 日系多国籍企業における建設的労使関係構築に資する二国間セミナーをタイで開催するとともに、企業行動指針に関するパンフレットを英訳・発行する。
10. 労働者の権利保護がなされるよう、国連ビジネスと人権に関する指導原則国別行動計画策定プロセスに積極的に関与する。
11. I T U Cなどと連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における全ての物品・サービスの受注者およびそのサプライチェーンにおける中核的労働基準などの遵守促進。企業の社会的責任についての社会全般の関心を高める。また、構成組織およびG U F s と連携し、国際枠組み協定（G F A / I F A）の締結を促進する。

【国連・持続可能な開発目標（SDGs）推進の取り組み】

12. S D G s 推進に向けた連合内周知や労組として取り組むべき分野についての整理、N G Oなどステークホルダーとの連携、政府への働きかけを行なう。
13. （公財）国際労働財団（J I L A F）などが展開する建設的な労使関係構築に向けた人材育成の諸活動を支援するとともに、開発協力の推進を政府に働きかける。

【人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立】

14. ミャンマーの労働運動支援のため、I T U C - A Pや国内のミャンマー労働運動支援労組と連携する。

【グローバルユニオンや各国労組と連帯した運動の推進】

15. 2018年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催される第4回I T U C世界大会へ代表団を派遣し、運動方針の策定などにおいて意見反映を行う。
16. I T U C - A P地域大会（4年に1度）を2019年10月に日本で開催し、アジア太平洋地域のナショナルセンターとの連携を強化する。

【人材育成の強化】

17. 連合、構成組織、単組、G U F s 日本協議会などの国際関係の人材育成策を検討し、随時推進する。